

2019年度(平成31年度)低炭素型廃棄物処理支援事業補助金
(廃棄物収集運搬車の低燃費化事業) 審査基準

1 審査に必要な書類

本事業申請者に公募要領により以下の資料の提出を義務付け審査を行う。

- ① 交付申請書兼完了実績報告書【交付規程様式第17】
- ② 廃棄物収集運搬車の低燃費化事業実施画書【交付規程様式第17別紙1】
- ③ 廃棄物収集運搬車の低燃費化事業経費内訳【交付規程様式第17別紙2】
- ④ 一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業(リース事業者の申請にあつては貸渡し先事業者)の許可証の写し
- ⑤ 補助事業者の企業パンフレット等業務内容がわかる資料及び定款
- ⑥ 補助対象車両(先進環境対応型ディーゼルトラック)の自動車検査証の写し
- ⑦ 自動車賃貸借(変更)契約書の写し(コピー)(リースの場合に限る。)
- ⑧ リース料金(変更)算定根拠明細書(リースの場合に限る)
- ⑨ エコドライブ等燃費改善に関する取り組み(別紙4)
- ⑩ 補助対象車両先進環境対応型ディーゼルトラック)の写真(全面・側面・後面)

2 審査基準(採択の要件)

(1) 廃棄物処理業者(応募資格)に関して

提出書類④、⑤により、本事業申請者が一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業を業とする事業者であること、又は一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業を業とする事業者が廃棄物収集運搬車を貸し渡すことを業とするもの。

(2) 先進環境対応型ディーゼルトラックに関して

提出書類②及び⑥により、本事業申請者の導入車両が次のア又はイに該当すること。

ア 次のすべてに該当するもの

(ア)「平成27年度重量車燃費基準」以上であること。

(イ)「平成21年排出ガス基準」に適合すること。

(ウ)窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年排出ガス基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと

イ 次のすべてに該当するもの

(ア)「平成27年度重量車燃費基準」に100分の105を乗じて得た数値以上であること

(イ)「平成21年排出ガス基準」に適合すること

(3) CO2 排出量削減効果に関して

補助対象車両の導入によって廃棄物収集運搬車の CO2 排出量削減効果があると確認できること。

CO2 排出量削減効果の確認は以下により行う。

補助対象車両の年間走行距離の基準数値、小型 4,400 km以上、中型 4,100 km以上及び大型 6,500 km以上の計画又は実績を有するものであると認められること。

(4) エコドライブ等燃費改善に関する取り組み

エコドライブ等燃費改善に関する現在の取り組み又は今後の取り組み及び車両の維持管理の取り組みが認められること。